5　募集株式の数　４株
6　募集株式の払込金額　金１万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　本再生計画の認可決定確定日の翌日から起算して５日目に当たる日。なお、再生債務者は監督委員の同意を得てこの日を変更できるものとする。
8　増加する資本金の額　金４万円
9　増加する資本準備金の額　金０円
平成21年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１６０号
東京都練馬区貫井２丁目１番29号
再生債務者　株式会社東商ニッカ食品
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　普通株式1000株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　本再生計画の認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
3　減少する資本金の額　5,000万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　本再生計画の認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
5　募集株式の数　４株
6　募集株式の払込金額　金1,000円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　本再生計画の認可決定確定日の翌日から起算して５日目に当たる日。なお、再生債務者は監督委員の同意を得てこの日を変更できるものとする。
8　増加する資本金の額　金4,000円
9　増加する資本準備金の額　金０円
平成21年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１６３号
東京都練馬区貫井２丁目１番19号
再生債務者　東商運輸株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　普通株式480株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　本再生計画の認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
3　減少する資本金の額　2,400万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　本再生計画の認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
5　募集株式の数　４株
6　募集株式の払込金額　金100円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　本再生計画の認可決定確定日の翌日から起算して５日目に当たる日。なお、再生債務者は監督委員の同意を得てこの日を変更できるものとする。
8　増加する資本金の額　金400円
9　増加する資本準備金の額　金０円
平成21年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２０８号
東京都江戸川区西葛西５丁目４番６号アールズコート304号室
再生債務者　株式会社ムーバー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　減少する資本金の額　１億4,499万7,310円
2　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定日
平成21年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１２号
愛知県半田市星崎町２丁目207番地の２
再生債務者　株式会社ウオフク
1　決議に付する計画案　平成21年11月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月16日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成21年12月９日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月２日
平成21年11月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２１年（再）第１７５号
東京都大田区大森北１丁目３番２号
再生債務者　上原　一記
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２１１号
東京都中央区銀座５丁目１番先銀座ファイブ１階
再生債務者　株式会社リゾートハウス
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成21年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成１７年（再）第２号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田３丁目10番10号
再生債務者　御宮知靴下製造株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年10月30日　奈良地方裁判所

再生手続廃止

平成１９年（再）第３号
山口県下関市楠乃１丁目2099番１号
再生債務者　株式会社西菱
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成21年11月２日　山口地方裁判所下関支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字丸田44番11
再生債務者　株式会社ウオフク
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　名古屋市中区丸の内３丁目５番35号　弁護士ビル802号　鬼頭法律事務所　弁護士　鬼頭　容子
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成21年11月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第２９号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2647番地
再生債務者　髙野　安徳
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月30日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月14日から平成21年12月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（再イ）第７６号
栃木県宇都宮市陽東６丁目１番12号
再生債務者　設樂　光昭
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月４日から平成21年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（再イ）第２６８号
愛知県春日井市松河戸町2297―２　ルミナスハイムⅡ―301号、住民票上の住所愛知県小牧市小木５丁目52番地
再生債務者　伊藤舞依子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月27日から平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部